

第 1 章 計画の策定にあたって

1-1 計画策定の趣旨

少子化の進行、地域のつながりの希薄化、核家族化の進展、共働き家庭の増加など、子育て家庭や子どもの育ちを取り巻く環境は大きく変化しています。また、少子化の一方で待機児童などの課題も依然としてみられる状況です。

豊岡市では、「子どもが元気に育つまち・子育てが楽しいまち 豊岡」を基本理念とし、子育てで支援に取り組んできました。しかしながら、共働き世帯の増加等の理由から、長時間保育のニーズが高まっており、子育て支援の取組のさらなる充実、仕事と子育てを両立できる就学前の教育・保育の確保は喫緊の課題となっています。

「第 2 期 豊岡市子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という）は、「保護者が子育てについての第一義的な責任を有する」という基本的な認識のもと、本市の子ども・子育て家庭の現状と課題、潜在的なニーズを踏まえ、子どもを安心して産み育てられること、子どもが集団の中で互いに育ちあう環境を確保すること、また、子育ての不安や負担感を和らげ、親子がしっかりと向き合い、子育てが楽しいと感じられるよう地域や社会全体で子育てを支援していくことをめざして、向こう 5 年間で取り組むべき子ども・子育て支援に関する施策を示すものです。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 8 条の規定に基づく「市町村行動計画」、**子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成 25 年法律第 64 号)第 9 条の規定に基づく「市町村計画」**を一体的に策定するものです。

1-3 計画の期間

本計画は、2020 年度から 2024 年度までの 5 か年の計画とします。

なお、計画期間内であっても必要に応じて計画を見直すこととします。

2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)
計画策定	計 画 期 間 				
			中間見直し		

5-4-5 生活困窮、ひとり親などの子どもや家庭への支援

子どもの貧困対策推進計画

【現状と課題】

本市では、生活困窮、ひとり親などの子どもや家庭に対して、きめ細やかな相談や支援を行ってきました。とりわけ、子どもがいる家庭については、子どもを取り巻く世帯の所得格差が子どもの学力格差を生み出し、さらには、学力格差が将来の所得格差につながり、世代を超えて貧困状態におかれる「貧困の世代的再生産(世代間連鎖)」が社会的問題となり、危惧されています。

このような中、本市では、2017年度(平成29年度)、子どもの貧困の実態を把握するため、市民アンケート及び支援者ヒアリングを行いました。その結果、生活困窮やひとり親の世帯では、「意欲や自制心などに課題のある子どもがいる」、「SOSを出せず孤立する保護者や子どもがいる」、「非正規雇用で年間収入が少ない母子世帯が多い」、「保護者は子育てに悩んでいる」などの課題が明らかとなりました。

これら課題を踏まえ、今後の方向性を明確にし、子どもの貧困対策のための具体的な施策を展開することが求められています。

【今後の方向性】

- 子どもの学力も含めた資質・能力を向上させる取組を実施し、子どもたちの生涯にわたって必要な「生きる力」の向上につなげます。
- 生活面や養育面で課題を抱えている家庭が孤立することなく、切れ目のない支援につながるような仕組みを検討します。
- ひとり親家庭等に対して、安定収入を目指した就労支援を行います。
- 保護者及び支援者に対して、子どもの生活習慣づくりや子どもへの関わり方について学べる機会の提供に努めます。
- ひとり親家庭等に対して的確な相談支援ができるよう、母子・父子自立支援員等の研修の機会を充実させるなど、相談員のスキルアップを図り、体制の強化に努めます。
- 自立支援に関する情報や各種制度の更なる普及・啓発に努めます。
- 生活困窮者等への相談支援機能を強化充実し、専門職や民生委員を含めた関係者による包括的な支援を行います。

【主な施策】

- 演劇ワークショップによる非認知能力向上対策事業の実施
- 課題を有する子どもの早期発見・支援の仕組づくり
- **ひとり親非正規雇用者に対する重点的支援の実施**
- 小・中学校の就学援助
- 母子・父子自立支援体制の強化
- **乳幼児・こども医療費助成事業の拡充**
- 児童扶養手当支給事業の実施
- 母子家庭等医療費助成事業の普及・啓発
- 保育所等の優先入所の拡充
- **非婚のひとり親家庭の支援の充実**
- 生活困窮者自立支援の強化
- 母子・父子寡婦福祉資金の活用促進